

豊田県 昭和29.12.10

茨 城 県

再処理施設に関する全通と現況及び今後の対策

第1 全通

- (1) 知事は、茨城県県政協議会の答申を参考として、42年6月 那珂湊市長、勝田市長及び東海村長と共に科学技術庁長官に面接し、文書で意見を述べた。

参考 1 茨城県県政協議会の答申書案

2 知事名による科学技術庁長官宛の文書案

- (2) 前記の知事の申入れに対し、科学技術庁長官、県政局長から文書回答があった。

参考 科学技術庁長官、県政局長名による回答文書

42年11月

- (3) 前記の科学技術庁長官、県政局長の回答文書に不満の点があり、さらに知事名をとり、那珂湊市長、勝田市長及び東海村長と共に上京し、文書を手交した。

参考 知事名による再照会文書案

- (4) 上記 (1)～(3)に先立ち、知事及び市長等にて、次の如き請願、陳情があった。

A 原燃公社からの協力依頼陳情 (42年6月)

B 勝田市長からの反核請願 (42年6月)

A 原燃公社からの協力依頼陳情 (42年6月)

B 勝田市長からの反対情報 (42年6月)

(県漁連、県加工連からの反対陳情 (42年6月)

県議会では、「継続審査」にして採決していない。

(5) 12月県議会において、次のような賛否があった。

社党 之泉議員……知事は設置の方向に政府と接点^{接点}をくいている。用^用意^意は反対だ。

自党 小幡議員……集中道^{集中道}をいえる。都市、地方関係との協関係^{協関係}に欠けている現行の
県政行政^{県政行政}をつづける限り、漁民は反対する。

(6) 県政の弊害所の火災事故、県林有権者の放射線被害疑問事件の相次ぎ^{相次ぎ}。~~一般に~~
県政の危険性を加え、一部の者に疑問視^{疑問視}を^をもたれている。

第2 現況

(1) 知事は、科学技術の回答内容とあて、今後の対策をすすめる方針。

(2) 県議は、科学技術庁、国、事業団から、正式に協力依頼があれば受けて立つ
姿勢。

(3) 勝田市長は、一部の市に反対者が出て、若干空氣は変^変ったものの、反対は依然強い。